

転入された市民のみなさまへ

集団資源回収・古衣料回収のご案内

町内会等の団体が実施する「集団資源回収」や、コミュニティセンター等に設置している「古衣料回収ボックス」をご利用ください。



集団資源回収



- 集団資源回収は、市内の町内会等 139 団体が、各家庭から出る資源物を集め、資源回収事業者を引き渡すリサイクル活動です。

古紙類



- 新聞紙
- 雑誌
- 段ボール
- 雑がみ

金属類



- 空き缶
- 鉄くず

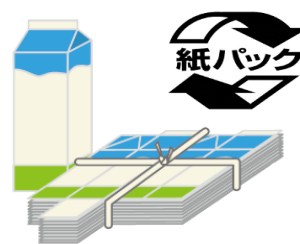
リターナブルびん



※ 回収する事業者が限られていますので、町内会等に確認してください。

- 一升びん（緑色・茶色）
- ビールびん
- ジュースびん

紙パック



- 紙パックマークのあるもの

回収方法	資源庫回収	町内会等が設置している資源庫に、資源物を出します。
	拠点回収	町内会等が指定する日時・場所に、資源物を出します。
	戸別回収	町内会等が指定する日時に、自宅前に資源物を出します。

※家庭から出る資源物に限ります。裏面の「集団資源回収の出し方」を参考にしてください。

※回収方法・回収日・回収品目は、町内会等の各団体により異なります。町内会等に確認してください。

古衣料回収



- 財団では、市内 16 か所の公共施設等に回収ボックスを設置し、古衣料（古着、古布）を回収しています。
- 回収した古衣料は、中古衣料に再利用されたり、工業用ウエスとして再生利用されています。

回収しているもの

洗濯した紳士服・婦人服・子供服、コート、シャツ、タオルなどを回収しています。

例

Tシャツ、ブラウス、ポロシャツ、セーター、フリース、トレーナー、ジーパン、ズボン、コート、スカート、スウェット、スーツ、ジャージ、シャツ、布団カバー、タオルケット、タオルなど

※汚れているもの、濡れているもの、臭いのあるもののほか、革製品、靴、バッグ、布団、毛布、端切れなどは回収できません。（詳しくは、ちとせ環境と緑の財団までお問い合わせください。）

※回収ボックスには、衣類等をビニール袋や紙袋から出して入れてください。

回収している場所

<コミセン> 向陽台コミセン、北新コミセン、北桜コミセン、祝梅コミセン、鉄東コミセン、花園コミセン、富丘コミセン、北信濃コミセン、中心街コミセン、北コミセン、中央コミセン
<その他> 東部支所、支笏湖支所、社協事務所、総合福祉センター、消費者協会事務所（東雲会館内）

<お問い合わせ先>

公益財団法人ちとせ環境と緑の財団

<https://www.chitosekankyou-midori.or.jp/>

〒066-0047 千歳市本町 3 丁目 21 番地

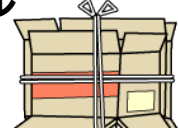
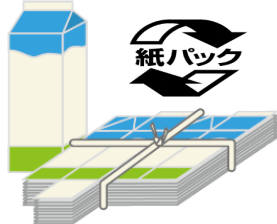
電話 0123-26-1213

FAX 0123-22-1118

ちとせ環境と緑の財団

検索

集団資源回収の出し方

回収品目		対象になるもの（例）	出し方（注意点等）
古紙類	新聞紙 	新聞紙 （新聞折込チラシも含む）	● 四つ折または八つ折にし、軽く持てる程度に束ねてひもで十字にしばるか、袋に入れて出します。
	雑誌 	のりなしの雑誌 （背表紙がピン留めの雑誌） のり付きの雑誌 （背表紙がのりづけの雑誌） （封筒・はがき、ポスターも含む）	● のりなし、のり付きに分け、軽く持てる程度にひもで十字にしばって出します。
	段ボール 	段ボール （缶ビールの紙箱、ティッシュや菓子の紙箱なども含む）	● 平らに広げ、軽く持てる程度にひもで十字にしばって出します。
	雑がみ 	チラシ、包装紙、紙袋、封筒・はがき、ポスター、カレンダー、ノート、メモ用紙、缶ビールの紙箱、ティッシュや菓子の紙箱、台紙、ラップの芯、コピー用紙など	● 「雑がみ」と書いた紙袋か段ボールに入れて、風などで中身が飛ばないように、紙ひもでしばって出します。 ● 金具やフィルムなどの紙以外の部分は、取り外します。
金属類	空き缶 	アルミ缶、スチール缶、缶詰、ボトル缶	● 中を洗って、アルミ缶、スチール缶に分別して出します。 ● 缶はつぶさないで、出してください。
	鉄くず 	鍋、やかん、フライパン、自転車、物干し竿、工具類などの鉄やアルミなどでできた金属類	● 小さなものは、「鉄くず」と書いた袋の中に 1 kg 以上まとめて出します。 ● 大きなものは、「鉄くず」と書いた紙を貼って出します。 ● 金属以外の取り外すことができる部分は取り外します。
リターナブル	一升びん ビールびん ジュースびん 	一升びん（茶色か緑色）、ビールびん、ジュースびん ※ 国内メーカーのびんに限ります。	● ワインのびん、洋酒のびん、ドリンク剤のびん、調味料のびん、欠け・ひびが入っているびんは、「4 種資源物」に出してください。
紙パック	紙パック 	● 紙パックの識別表示マークがある牛乳パック、ジュース類のパック、酒類のパックなどが対象です。 ※ 内側がアルミコーティングされたものも対象です。	● 洗って、開いて乾かし十字にしばって出します。 ● ストローなど紙以外の部分は取り外します。 ● キャップと内フタは「プラスチック製容器包装」に出してください。 ● 紙パックの識別表示がない紙パックは、「燃やせるごみ」に出してください。

※ 雑がみ、鉄くずの対象外品目（出せないもの）について

雑がみの対象外品目	● 防水加工された紙（ヨーグルト・カップめんの容器、紙コップなど） ● コーティングされた紙（アルミ・ビニール・ラミネートコーティングされた紙、金・銀色の折り紙など） ● 汚れた紙（宅配ピザの紙箱、使い終わったティッシュ・キッチンペーパーなど） ● 印刷紙（写真など） ● カーボン紙（宅便の伝票など）、● 感熱紙（レシートなど）、● 粘着物がついた紙（シールなど） ● 圧着はがき（親展はがきなど） ● 臭いがついた紙（洗剤や線香などの紙箱、トイレトペーパーの芯など） ● シュレッダーで裁断した紙
鉄くずの対象外品目	● 刃のついたもの（包丁、ナイフ、はさみ、鎌など）、● 先端の尖ったもの（くぎ、画びょう、針など） ● 引火、爆発の恐れがあるもの（スプレー缶、ガスボンベ、ガソリン携行缶など）

※ 集団資源回収で出せないものは、市のごみ分別方法に従ってごみとして出してください。

※ 集団資源回収の回収方法・回収日・回収品目は、町内会等の各団体により異なります。

詳しくは、お住まいの町内会等にご確認ください。

※ 家庭から出る資源物に限ります。商店や会社、事業所から出る資源物は出せません。